

平成 3 0 年 6 月

射水市議会定例会議案

目 次

- 議案第 37 号 平成 30 年度射水市一般会計補正予算（第 2 号）
- 議案第 38 号 射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部
を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- 議案第 39 号 射水市介護保険条例の一部改正について
- 議案第 40 号 射水市国民健康保険税条例の一部改正について
- 議案第 41 号 射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部改正について
- 議案第 42 号 射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強
化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条
例の一部改正について
- 議案第 43 号 射水市営住宅条例の一部改正について
- 議案第 44 号 射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について
- 議案第 45 号 市道路線の認定について
- 議案第 46 号 動産の取得について
- 議案第 47 号 動産の取得について
- 議案第 48 号 射水市小杉社会福社会館改修・改築（建築主体）工事請負契約に
ついて
- 議案第 49 号 射水市小杉社会福社会館改修・改築（機械設備）工事請負契約に
ついて
- 報告第 7 号 専決処分の報告について
- 報告第 8 号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）
- 報告第 9 号 建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）
- 報告第 10 号 建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

議案第 38 号

射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部

を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正について

射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する
条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部

を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

(射水市市税条例の一部改正)

第 1 条 射水市市税条例(平成 17 年射水市条例第 78 号)の一部を次のよう
に改正する。

第 23 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この
節」の次に「(第 48 条第 10 項から第 12 項までを除く。)」を加える。

第 24 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同項第 2 号中「12
5 万円」を「135 万円」に改め、同条第 2 項中「控除対象配偶者」を「同
一生計配偶者」に改め、「得た金額」の次に「に 10 万円を加算した金額」
を加える。

第 34 条の 2 中「所得割の納税義務者については」を「前年の合計所得金
額が 2,500 万円以下である所得割の納税義務者については」に改める。

第34条の6中「所得割の納税義務者」を「前年の合計所得金額が2,500万円以下である所得割の納税義務者」に改め、同条第1号ア及び第2号ア中「においては」を「には」に改める。

第36条の2第1項中「の者」を「に掲げる者」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改め、「配偶者特別控除額」の次に「(所得税法第2条第1項第33号の4に規定する源泉控除対象配偶者に係るものを除く。)」を加え、同条第2項中「によって」を「により」に、「第2条第2項ただし書」を「第2条第4項ただし書」に改め、同条第4項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第5項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「、第1項」を「、同項」に改め、同条第6項から第8項までの規定中「においては」を「には」に、「の者」を「に掲げる者」に改める。

第48条第1項中「による申告書」の次に「(第10項及び第11項において「納税申告書」という。)」を加え、同条に次の3項を加える。

10 法第321条の8第42項に規定する特定法人である内国法人は、第1項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第42項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項において「申告書記載事項」という。）を、法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第12項において「機構」という。）を経由して行う方法その他施行規則で定める方法により市長に提供することにより、行わなければなら

ない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第10項の規定により行われた同項の申告は、法第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

第92条を第92条の2とし、第2章第4節中同条の前に次の1条を加える。

（製造たばこの区分）

第92条 製造たばこの区分は、次に掲げるとおりとし、製造たばこ代用品に係る製造たばこの区分は、当該製造たばこ代用品の性状によるものとする。

(1) 喫煙用の製造たばこ

ア 紙巻たばこ

イ 葉巻たばこ

ウ パイプたばこ

エ 刻みたばこ

オ 加熱式たばこ

(2) かみ用の製造たばこ

(3) かぎ用の製造たばこ

第93条の次に次の1条を加える。

(製造たばことみなす場合)

第93条の2 加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したもの(たばこ事業法第3条第1項に規定する会社(以下この条において「会社」という。)、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを製造した特定販売業者、加熱式たばこの喫煙用具であって加熱により蒸気となるグリセリンその他の物品又はこれらの混合物を充填したものを会社又は特定販売業者から委託を受けて製造した者その他これらに準ずる者として施行規則第8条の2の2で定める者により売渡し、消費等又は引渡しがされたもの及び輸入されたものに限る。以下この条及び次条第3項第1号において「特定加熱式たばこ喫煙用具」という。)は、製造たばことみなして、この節の規定を適用する。この場合において、特定加熱式たばこ喫煙用具に係る製造たばこの区分は、加熱式たばことする。

第94条第1項中「第92条第1項」を「第92条の2第1項」に改め、「消費等」の次に「(以下この条及び第98条において「売渡し等」という。)」を加え、同条第2項中「前項の製造たばこ」の次に「(加熱式たばこを除く。)」を加え、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に、「当該右欄」を「同表の右欄」に改め、同項後段を削り、同項の表第1号ア中「パイプたばこ」を「葉巻たばこ」に改め、同号イ中「葉巻たばこ」を「パイプたばこ」に改め、同条第4項中「前項」を「前2項」に、「製造たばこ」を「第4項の製造たばこ」に改め、「重量」の次に「又は前項の加熱式たばこの品目ごとの1個

当たりの重量」を加え、同項を同条第6項とする。

第94条第3項中「前項」を「第2項」に改め、「の重量を」の次に「紙巻たばこの」を加え、「場合の」を「場合又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における」に、「第92条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に、「同欄に掲げる」を「第92条に掲げる」に、「喫煙用の紙巻たばこ」を「紙巻たばこ」に改め、同項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第3項第2号に掲げる方法により加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合における計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの1個当たりの重量（同号に規定する加熱式たばこの重量をいう。）に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た重量を合計し、その合計重量を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。

第94条第2項の次に次の1項を加える。

3 加熱式たばこに係る第1項の製造たばこの本数は、第1号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数の合計数によるものとする。

(1) 加熱式たばこ（特定加熱式たばこ喫煙用具を除く。）の重量の1グラムをもって紙巻たばこの1本に換算する方法

(2) 加熱式たばこの重量（フィルターその他の施行規則第16条の2の2で定めるものに係る部分の重量を除く。）の0.4グラムをもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

(3) 次に掲げる加熱式たばこの区分に応じ、それぞれ次に定める金額の紙巻たばこの1本のコストに相当する金額（所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第1号に定めるたばこ税の税率、一般会計における債務の承継等に伴い必要な財源の確保に係る特別措置に関する法律（平成10年法律第137号）第8条第1項に規定するたばこ特別税の税率、法第74条の5に規定するたばこ税の税率及び法第468条に規定するたばこ税の税率をそれぞれ1,000で除して得た金額の合計額を100分の60で除して計算した金額をいう。第8項において同じ。）をもって紙巻たばこの0.5本に換算する方法

ア 売渡し等の時における小売定価（たばこ事業法第33条第1項又は第2項の認可を受けた小売定価をいう。）が定められている加熱式たばこ 当該小売定価に相当する金額（消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により課されるべき消費税に相当する金額及び法第2章第3節の規定により課されるべき地方消費税に相当する金額を除く。）

イ アに掲げるものの以外の加熱式たばこ たばこ税法（昭和59年法律第72号）第10条第3項第2号ロ及び第4項の規定の例により算定した金額

第 9 4 条に次の 4 項を加える。

- 7 第 3 項第 3 号に掲げる方法により加熱式たばこに係る同号ア又はイに定める金額を紙巻たばこの本数に換算する場合の計算は、売渡し等に係る加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの同号ア又はイに定める金額に当該加熱式たばこの品目ごとの数量を乗じて得た金額を合計し、その合計額を紙巻たばこの本数に換算する方法により行うものとする。
- 8 前項の計算に関し、加熱式たばこの品目ごとの 1 個当たりの第 3 項第 3 号アに定める金額又は紙巻たばこの 1 本の金額に相当する金額に 1 銭未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 9 第 3 項各号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に同項に規定する数を乗じて計算した紙巻たばこの本数に 1 本未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てるものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、これらの規定の適用に関し必要な事項は、施行規則で定めるところによる。

第 9 5 条中「5, 2 6 2 円」を「5, 6 9 2 円」に改める。

第 9 6 条第 3 項中「第 9 2 条」を「第 9 2 条の 2」に改める。

第 9 8 条中「第 9 2 条第 1 項の売渡し又は同条第 2 項の売渡し若しくは消費等」を「売渡し等」に改める。

附則第 5 条第 1 項中「得た金額」の次に「に 1 0 万円を加算した金額」を加える。

附則第 1 0 条の 2 第 2 3 項を同条第 2 4 項とし、同条第 2 2 項の次に次の 1 項を加える。

23 法附則第15条第47項に規定する市町村の条例で定める割合は零とする。

附則第17条の2第3項中「第37条の7」を「第37条の6」に、「第37条の9の4又は第37条の9の5」を「第37条の8又は第37条の9」に改める。

第2条 射水市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.8」を「0.6」に、「0.2」を「0.4」に改める。

附則第10条の2第21項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第43項」に改め、同条第22項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第44項」に改め、同条第23項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第46項」に改める。

第3条 射水市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.6」を「0.4」に、「0.4を」を「0.6を」に改め、同項第3号中「附則第48条第1項第1号」を「附則第48条第1項第2号」に改める。

第95条中「5,692円」を「6,122円」に改める。

第4条 射水市市税条例の一部を次のように改正する。

第94条第3項中「0.4を」を「0.2を」に、「0.6」を「0.8」に改め、同項第3号中「所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号）附則第48条第1項第2号に定める」を「たばこ税法（昭和59年法律第72号）第11条第1項に規定する」に改め、同号イ中「（昭和59

年法律第72号)」を削る。

第95条中「6, 122円」を「6, 552円」に改める。

第5条 射水市市税条例の一部を次のように改正する。

第93条の2中「及び次条第3項第1号」を削る。

第94条第3項中「第1号」を「次」に改め、「紙巻たばこの本数に0.2を乗じて計算した紙巻たばこの本数、第2号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した紙巻たばこの本数及び第3号に掲げる方法により換算した紙巻たばこの本数に0.8を乗じて計算した」を削り、同項第1号を削り、同項第2号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同条第4項中「又は第3項第1号に掲げる方法により同号に規定する加熱式たばこの重量を紙巻たばこの本数に換算する場合」を削り、同条第5項中「第3項第2号」を「第3項第1号」に改め、同条第7項中「第3項第3号」を「第3項第2号」に改め、同条第8項中「第3項第3号ア」を「第3項第2号ア」に改め、同条第9項を削り、同条第10項を同条第9項とする。

(射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例(平成27年射水市条例第44号)の一部を次のように改正する。

附則第6条第2項中「新条例」を「射水市市税条例」に改め、同項第3号中「平成31年3月31日」を「平成31年9月30日」に改め、同条第4

項中「新条例第 9 2 条第 1 項」を「射水市市税条例第 9 2 条の 2 第 1 項」に改め、同条第 1 3 項中「平成 3 1 年 4 月 1 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 1 日」に、「1, 2 6 2 円」を「1, 6 9 2 円」に改め、同条第 1 4 項の表第 5 項の項中「平成 3 1 年 4 月 3 0 日」を「平成 3 1 年 1 0 月 3 1 日」に改め、同表第 6 項の項中「平成 3 1 年 9 月 3 0 日」を「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 3 0 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第 1 条中射水市市税条例第 2 4 条第 2 項の改正規定(「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める部分に限る。)及び同条例第 3 6 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条例附則第 1 7 条の 2 第 3 項の改正規定並びに次条第 1 項の規定 平成 3 1 年 1 月 1 日
- (2) 第 2 条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 3 条の規定 平成 3 1 年 4 月 1 日
- (3) 第 2 条中射水市市税条例第 9 4 条第 3 項の改正規定 平成 3 1 年 1 0 月 1 日
- (4) 第 1 条中射水市市税条例第 2 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 4 8 条第 1 項の改正規定並びに同条に 3 項を加える改正規定並びに次条第 3 項の規定 平成 3 2 年 4 月 1 日
- (5) 第 3 条並びに附則第 7 条及び第 8 条の規定 平成 3 2 年 1 0 月 1 日

- (6) 第1条中射水市市税条例第24条第1項第2号の改正規定、同条第2項の改正規定（第1号に掲げる改正規定を除く。）並びに同条例第34条の2及び第34条の6の改正規定並びに同条例附則第5条の改正規定並びに次条第2項の規定 平成33年1月1日
- (7) 第4条並びに附則第9条及び第10条の規定 平成33年10月1日
- (8) 第5条の規定 平成34年10月1日
- (9) 第1条中射水市市税条例附則第10条の2第23項を同条第24項とし、同条第22項の次に1項を加える改正規定（同条第23項に係る部分に限る。） 生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）の施行の日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第1号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成31年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成30年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 前条第6号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、平成33年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成32年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 前条第4号に掲げる規定による改正後の射水市市税条例第23条第1項及び第3項並びに第48条第10項から第12項までの規定は、前条第4号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同

日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 平成29年4月1日から平成31年3月31日までの期間（以下この条において「適用期間」という。）に地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）第2条の規定による改正前の地方税法附則第15条第43項に規定する中小事業者等（以下この条において「中小事業者等」という。）が取得（同項に規定する取得をいう。以下この条において同じ。）をした同項に規定する機械装置等（以下この条において「機械装置等」という。）

（中小事業者等が、同項に規定するリース取引（以下この条において「リース取引」という。）に係る契約により機械装置等を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同項に規定する経営力向上設備等に該当する機械装置等を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該機械装置等を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（市たばこ税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条（ただし書に規定する部分を除く。）の規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第5条 平成30年10月1日前に地方税法第465条第1項に規定する売

渡し又は同条第2項に規定する売渡し若しくは消費等（同法第469条第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。附則第8条第1項及び第10条第1項において「売渡し等」という。）が行われた製造たばこ（射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成27年射水市条例第44号）附則第6条第1項に規定する紙巻たばこ3級品を除く。以下この項及び第5項において「製造たばこ」という。）を同日に販売のため所持する卸売販売業者等（附則第1条（ただし書に規定する部分を除く。）の規定による改正後の射水市市税条例（第4項及び第5項において「30年新条例」という。）第92条の2第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第7号。附則第8条第1項及び第10条第1項において「所得税法等改正法」という。）附則第51条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

- 2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第24号）別記第2号様式による申告書を平成30年10月31日までに市長に提出しなければならない。
- 3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成31年4月1日までに、その申告に係る税金を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。
- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、30年新条例第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる30年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年射水市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平
------	-----------------	---

		成 3 0 年改正条例」とい う。) 附則第 5 条第 3 項、
第 1 9 条第 2 号	第 9 8 条第 1 項若しく は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 5 条第 2 項
第 1 9 条第 3 号	第 8 1 条の 6 第 1 項の 申告書、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項の申 告書又は第 1 3 9 条第 1 項の申告書でその提 出期限	平成 3 0 年改正条例附則 第 5 条第 3 項の納期限
第 9 8 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部 を改正する省令(平成 3 0 年総務省令第 2 4 号)別記 第 2 号様式
第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 5 条第 3 項
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 5 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 5 条第 3 項

5 3 0 年新条例第 9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由

により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第1項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第16条の2の5又は第16条の4の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第16号の5様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

（手持品課税に係る市たばこ税に関する経過措置）

第6条 平成30年10月1日から平成31年9月30日までの間における前条第4項の規定の適用については、同項の表第19条第3号の項中「第81条の6第1項の申告書、第98条第1項」とあるのは、「第98条第1項」とする。

（市たばこ税に関する経過措置）

第7条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第5号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

（手持品課税に係る市たばこ税）

第8条 平成32年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、

これらの者が所得税法等改正法附則第51条第9項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成30年総務省令第25号。附則10条第2項において「平成30年改正規則」という。）別記第2号様式による申告書を平成32年11月2日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成33年3月31日までに、その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第3条の規定による改正後の射水市市税条例（以下この項及び次項において「32年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次

の表の左欄に掲げる３２年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第１９条	第９８条第１項若しくは第２項、	射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成３０年射水市条例第　　号。以下この条及び第２章第４節において「平成３０年改正条例」という。）附則第８条第３項、
第１９条第２号	第９８条第１項若しくは第２項	平成３０年改正条例附則第８条第２項
第１９条第３号	第８１条の６第１項の申告書、第９８条第１項若しくは第２項の申告書又は第１３９条第１項の申告書でその提出期限	平成３０年改正条例附則第８条第３項の納期限

第 9 8 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部 を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号）別記 第 2 号様式
第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 8 条第 3 項
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 8 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則 第 8 条第 3 項

- 5 3 2 年新条例第 9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第 1 項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足りる書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

(市たばこ税に関する経過措置)

第9条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日前に課した、又は課すべきであった市たばこ税については、なお従前の例による。

(手持品課税に係る市たばこ税)

第10条 平成33年10月1日前に売渡し等が行われた製造たばこを同日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等改正法附則第51条第11項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを同日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には市の区域内に所在する貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には市の区域内に所在する当該製造たばこを直接管理する営業所において所持されるものに限る。）を同日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、市たばこ税を課する。この場合における市たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、当該市たばこ税の税率は、1,000本につき430円とする。

2 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は小売販売業者の営業所ごとに、平成30年改正規則別記第2号様式による申告書を平成33年11月1日までに市長に提出しなければならない。

3 前項の規定による申告書を提出した者は、平成34年3月31日までに、

その申告に係る税金を施行規則第34号の2の5様式による納付書によって納付しなければならない。

- 4 第1項の規定により市たばこ税を課する場合には、前3項に規定するもののほか、第4条の規定による改正後の射水市市税条例（以下この項及び次項において「33年新条例」という。）第19条、第98条第4項及び第5項、第100条の2並びに第101条の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる33年新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第19条	第98条第1項若しくは第2項、	射水市市税条例及び射水市市税条例及び射水市市税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例（平成30年射水市条例第 号。以下この条及び第2章第4節において「平成30年改正条例」という。）附則第10条第3項、
第19条第2号	第98条第1項若しくは第2項	平成30年改正条例附則第10条第2項
第19条第3号	第81条の6第1項の	平成30年改正条例附則

	申告書、第 9 8 条第 1 項若しくは第 2 項の申告書又は第 1 3 9 条第 1 項の申告書でその提出期限	第 1 0 条第 3 項の納期限
第 9 8 条第 4 項	施行規則第 3 4 号の 2 様式又は第 3 4 号の 2 の 2 様式	地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 3 0 年総務省令第 2 5 号）別記第 2 号様式
第 9 8 条第 5 項	第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 3 項
第 1 0 0 条の 2 第 1 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 2 項
	当該各項	同項
第 1 0 1 条第 2 項	第 9 8 条第 1 項又は第 2 項	平成 3 0 年改正条例附則第 1 0 条第 3 項

- 5 33 年新条例第 9 9 条の規定は、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、市の区域内に営業所の所在する小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、第 1 項の規定により市たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた卸売販売業者等について準用する。この場合において、当該卸売販売業者等は、施行規則第 1 6 条の 2 の 5 又は第 1 6 条の 4 の規定により、これらの規定に規定する申告書に添付すべき施行規則第 1 6 号の 5 様

式による書類中「返還の理由及びその他参考となるべき事項」欄に、当該控除又は還付を受けようとする製造たばこについて第1項の規定により市たばこ税が課された、又は課されるべきであった旨を証するに足る書類に基づいて、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの本数を記載した上で同様式による書類をこれらの申告書に添付しなければならない。

議案第 39 号

射水市介護保険条例の一部改正について

射水市介護保険条例の一部を次のように改正する。

平成 30 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市介護保険条例の一部を改正する条例

射水市介護保険条例（平成 17 年射水市条例第 155 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 6 号ア中「第 38 条第 4 項」を「第 22 条の 2 第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

議案第40号

射水市国民健康保険税条例の一部改正について

射水市国民健康保険税条例の一部を次のように改正する。

平成30年6月1日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

射水市国民健康保険税条例（平成17年射水市条例第79号）の一部を次のように改正する。

第1条中「、「保険税」を「**保険税**」に改める。

第2条第1項を次のように改める。

前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

- (1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条におい

て「介護納付金」という。)の納付に要する費用に充てる部分を除く。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(2) 後期高齢者支援金等課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

(3) 介護納付金課税被保険者(国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。)につき算定した介護納付金課税額(保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。)に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。)

第2条第2項中「前項」の次に「第1号」を加え、同項ただし書中「54万円」を「58万円」に改め、同条第3項中「第1項」の次に「第2号」を加え、同条第4項中「第1項」の次に「第3号」を加え、「(国民健康保険の被保険者のうち介護保険法第9条第2号に規定する被保険者であるものをいう。以下同じ。)」を削る。

第5条第1号中「(昭和33年法律第192号)」を削る。

第21条中「54万円」を「58万円」に改め、同条第2号中「27万円」を「27万5,000円」に改め、同条第3号中「49万円」を「50万円」に改める。

第22条の2第2項中「申告書を提出する場合には」を「申告書の提出に当

たり」に改め、「書類」の次に「の提示を求められた場合には、これら」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の射水市国民健康保険税条例の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 1 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年射水市条例第 3 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「同条第 9 項」を「同条第 1 1 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の射水市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の規定は、平成 3 0 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 4 2 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

射水市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例（平成 2 0 年射水市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「平成 2 9 年 9 月 2 9 日から平成 3 5 年 3 月 3 1 日までの期間内」を「同意基本計画の同意の日から起算して 5 年以内」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 3 号

射水市営住宅条例の一部改正について

射水市営住宅条例の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市営住宅条例の一部を改正する条例

射水市営住宅条例（平成 1 7 年射水市条例第 1 8 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項ただし書中「場合」の次に「（第 1 7 条第 1 項ただし書に規定する場合を除く。）」を加える。

第 1 7 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、入居者が省令第 8 条各号に掲げる者に該当する場合において、収入を申告すること及び第 3 8 条第 1 項の規定による報告の請求に応じることが困難な事情にあると市長が認めるときは、この限りでない。

第 1 7 条第 3 項中「基づき」の次に「（同項ただし書に規定する場合にあっては、省令第 9 条に規定する方法により）」を加える。

第 3 3 条第 2 項中「第 8 条第 2 項」の次に「（第 1 7 条第 1 項ただし書に規定する場合にあっては、令第 8 条第 3 項において準用する同条第 2 項）」を加える。

第 5 5 条第 2 項中「同条第 3 項中「第 1 項」とあるのは、「第 5 5 条第 1 項」を「同条第 1 項ただし書中「第 3 8 条第 1 項」とあるのは、「第 5 6 条において準用する第 3 8 条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の射水市営住宅条例第15条第1項、第17条（同条例第55条第2項において準用する場合を含む。）及び第33条第2項の規定は、平成31年度以降の市営住宅の毎月の家賃について適用する。

議案第 4 4 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正について

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を次のように改正する。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

射水市条例第 号

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例

射水市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年射水市条例第 3 5 号) の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項第 4 号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法(昭和 2 4 年法律第 1 4 7 号)第 4 条に規定する免許状
を有する者

第 1 0 条第 3 項に次の 1 号を加える。

(10) 5 年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と
認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 4 5 号

市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定により、市道路線を次のとおり認定する。

平成 3 0 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

認定する路線

認定路線名	起 点	終 点
新湊 3 0 2 号線	本町一丁目	本町一丁目
七美 7 3 号線	七美	七美
竹鼻若林線	竹鼻	若林
作道 2 6 2 号線	殿村	殿村
戸破 2 1 3 6 号線	戸破	戸破
戸破 2 1 3 7 号線	戸破	戸破
戸破 2 1 3 8 号線	手崎	手崎
黒河 5 8 1 号線	黒河	黒河
黒河 5 8 2 号線	黒河	黒河
黒河 5 8 3 号線	黒河	黒河
黒河 5 8 4 号線	黒河	黒河
黒河 5 8 5 号線	黒河	黒河
二口 1 6 号線	二口	二口
北高木 1 1 号線	北高木	北高木

議案第 4 6 号

動産の取得について

消防ポンプ自動車の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | 消防ポンプ自動車 |
| 2 | 数 量 | 2 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 2 8 , 2 9 6 , 0 0 0 円
(うち消費税等 2 , 0 9 6 , 0 0 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 富山市牛島新町 4 番 1 0 号
株式会社モリタ富山営業所
所長 岡本 直彦 |

平成 3 0 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 4 7 号

動産の取得について

高規格救急自動車の購入について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 7 年射水市条例第 5 0 号）第 3 条の規定により議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 名 称 | 高規格救急自動車 |
| 2 | 数 量 | 1 台 |
| 3 | 取 得 の 方 法 | 随意契約 |
| 4 | 取 得 価 格 | 3 3, 1 9 1, 6 4 0 円
(うち消費税等 2, 4 5 8, 6 4 0 円) |
| 5 | 契約の相手方 | 射水市戸破 1 7 2 3 番地 1
富山トヨタ自動車株式会社小杉店
店長 古澤 克行 |

平成 3 0 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 48 号

射水市小杉社会福祉会館改修・改築（建築主体）工事請負契約について

平成 30 年 5 月 17 日に制限付き一般競争入札に付した射水市小杉社会福祉会館改修・改築（建築主体）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市小杉社会福祉会館改修・改築（建築主体）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 817,560,000 円
(うち消費税等 60,560,000 円)
- 4 契約の相手方 牧田組・新高建設射水市小杉社会福祉会館改修・改築（建築主体）工事共同企業体
代表者 射水市庄西町一丁目 18 番 33 号
株式会社牧田組
代表取締役社長 牧田 和樹
構成員 射水市庄西町一丁目 18 番 33 号
株式会社牧田組
代表取締役社長 牧田 和樹
構成員 射水市本町一丁目 3 番 17 号
新高建設株式会社
代表取締役 鳥本 龍弥

平成 30 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

議案第 49 号

射水市小杉社会福社会館改修・改築（機械設備）工事請負契約について

平成 30 年 5 月 17 日に制限付き一般競争入札に付した射水市小杉社会福社会館改修・改築（機械設備）工事について、下記のとおり請負契約を締結するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号及び射水市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 17 年射水市条例第 50 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 射水市小杉社会福社会館改修・改築（機械設備）工事
- 2 契約の方法 制限付き一般競争入札による契約
- 3 契約金額 179,820,000 円
(うち消費税等 13,320,000 円)
- 4 契約の相手方 織田・ばんどー工業射水市小杉社会福社会館改修・改築
(機械設備) 工事共同企業体
代表者 射水市戸破 4112 番地 1
株式会社織田
代表取締役 織田 寿一
構成員 射水市戸破 4112 番地 1
株式会社織田
代表取締役 織田 寿一
構成員 射水市戸破 2864 番地
株式会社ばんどー工業
代表取締役 坂東 実

平成 30 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

報告第 7 号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定によりこれを報告する。

平成 30 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

記

和解及び損害賠償額の決定

専決処分 番 号	専決処分年月日	専決処分の内容
33	平成 30 年 5 月 21 日	1 和解及び損害賠償の内容 責任割合 市 100 パーセント 損害賠償額 市 37,800 円 2 和解及び損害賠償の相手方 射水市在住 1 名 3 事由 消防車による物損事故 発生日 平成 30 年 3 月 14 日 場 所 射水市加茂中部地内

報告第 8 号

繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

平成 29 年度射水市一般会計補正予算（第 9 号）第 2 条の繰越明許費は、別紙のとおり繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成29年度射水市繰越明許費繰越計算書（一般会計）

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				一般財源
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国県支出金	地方債	その他	
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティセンター整備事業費	102,940,000	40,800,120		0	34,800,000	0	6,000,120
	3 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳費	9,260,000	0		0	0	0	0
4 衛生費	1 保健衛生費	子ども子育て総合支援センター管理費	5,000,000	5,000,000	5,000,000	0	0	0	0
		斎場整備事業費	53,308,000	39,994,000		0	23,200,000	0	16,794,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業振興推進費	10,260,000	10,260,000		10,260,000	0	0	0
		6次産業化推進費	33,000,000	33,000,000		0	0	0	33,000,000
		土地改良事業推進対策費	28,800,000	28,800,000		4,769,720	19,400,000	0	4,630,280
3 水産業費		農地管理費	4,533,000	4,531,750		709,000	2,800,000	0	1,022,750
		新湊漁港建設費	4,600,000	3,144,000		0	2,500,000	0	644,000
8 土木費	1 道路橋梁費	市道新設改良費	14,165,000	2,650,000		0	2,500,000	0	150,000
		地方道路交付金事業費	8,243,000	8,037,000		4,224,240	3,300,000	0	512,760
		地方特定道路整備費	26,104,000	20,115,000		0	19,100,000	0	1,015,000

(単位:円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		
						国県支出金	地方債	その他
10 教育費		道路橋梁維持費	51,300,000	51,285,200		27,500,000	22,500,000	0
		橋梁長寿命化・耐震化対策事業費	3,672,000	0		0	0	0
		土砂災害対策費	25,200,000	25,200,000		12,600,000	12,600,000	0
		地籍調査費	1,450,000	1,450,000		1,050,000	0	400,000
	4 都市計画費	まちづくり交付金事業費	257,500,000	223,500,000		18,900,000	191,400,000	0
	6 住宅費	重点密集市街地整備費	101,721,000	75,168,000		36,946,000	32,300,000	5,922,000
	2 小学校教育費	歌の森小学校整備費	492,000,000	280,000,000		30,197,000	237,400,000	12,403,000
	3 中学校費	大門中学校整備費	3,024,000	3,024,000		0	2,800,000	224,000
	5 社会教育費	小杉南中学校整備費	968,000,000	185,000,000		31,497,000	148,800,000	4,703,000
		社会教育施設管理運営費	14,550,000	8,005,600		0	7,200,000	805,600
11 災害復旧費	土木施設復旧費	土木災害復旧費	43,671,000	42,398,760		25,962,106	12,900,000	3,536,654
合	計		2,262,301,000	1,091,363,430	5,000,000	204,615,066	775,500,000	106,248,364

報告第 9 号

建設改良費繰越計算書について（下水道事業会計）

平成 29 年度射水市下水道事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により報告する。

平成 30 年 6 月 1 日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

平成29年度射水市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)

款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな即 資産の購入限 度額	説明
						国庫補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金等			
1	建設改良費	公共下水道事業	73,090,000	62,809,000	5,979,000	0	3,500,000	2,479,000	4,302,000		支払い義務が 発生しなかつ たため(他の 関連工事との 調整に期間を 要したため)
		改築事業	284,834,000	158,668,092	126,163,000	40,303,000	75,600,000	10,260,000	2,908		
		雨水整備事業	1,845,510,000	169,616,266	1,675,891,000	782,597,000	881,200,000	12,094,000	2,734		
		特定環境保全 公共下水道事業	14,210,000	11,043,000	3,167,000	0	1,100,000	2,067,000	0		
		農業集落 排水事業	81,800,000	21,271,680	60,528,000	29,483,000	26,500,000	4,545,000	320		
		合計	2,299,444,000	423,408,038	1,871,728,000	852,383,000	987,900,000	31,445,000	4,307,962		

報告第10号

建設改良費繰越計算書について（病院事業会計）

平成29年度射水市病院事業会計予算の建設改良費は、別紙のとおり繰り越したので、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により報告する。

平成30年6月1日 提 出

射水市長 夏 野 元 志

(別紙)

平成29年度射水市病院事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

(単位：円)												
款	項	事業名	予算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰 越額に係 る繰越を 要するた めの購入 限度額	説明
						県補助金	企業債	当年度分 損益勘定 留保資金				
1	建設改良費	射水市民病院病棟2 階空調設備更新工事	8,856,000	0	8,856,000	0	8,532,000	324,000	0	0	工期の決定 に調整を要 したため	
		射水市民病院地域包 括ケア病棟改修(そ の1)工事	6,372,000	0	6,372,000	3,186,000	3,186,000	0	0	0		
		射水市民病院地域包 括ケア病棟改修(そ の2)工事	8,564,400	0	8,564,400	4,282,000	4,282,000	400	0	0		
		合 計	23,792,400	0	23,792,400	7,468,000	16,000,000	324,400	0	0		

(単位：円)